

# 新たなチェーン規制について

～「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」～

このたび、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（標識令）の一部を改正する命令が公布・施行され、「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」（以下「チェーン規制」という。）の規制標識が新設されました。

平成30年2月の北陸地方を中心とした大雪では、福井県で昭和56年以来の記録的な降雪量となり、スタック車両による大規模な車両滞留が発生しました。

このため、大雪時の立ち往生による車両滞留や交通事故の発生を防止することを目的として、チェーン規制について明文化され、本規制標識が追加されたものです。

Q. 本県のチェーン規制予定区間は？

A. 県内では、現時点でチェーン規制を実施する予定の区間は**ありません**。

国土交通省と警察庁では、大雪時の道路交通の確保に向け、大雪特別警報や大雪に関する緊急発表が行われるような異例な降雪時であっても、チェーン装着車であれば通行することができるチェーン規制区間を**全国13区間**（直轄国道6区間、高速道路7区間※別添参照）選定しました。



「タイヤチェーンを取り付けていない車両通行止め」(310 - 3)

チェーン規制区間は、スタッドレスタイヤを装着している車両であっても、チェーンを装着しなければ通行できません！



県内では、現時点でチェーン規制の対象区間は**ありません**が、大雪時の道路交通を確保するため、今後県内においてもチェーン規制の対象区間が選定される可能性があります。

また、チェーン規制区間として選定されている全国13区間については、異例の大雪が予想される場合にチェーン規制が実施される可能性がありますので、ご理解・ご協力をお願いします。

# 別添

## 平成30年度チェーン規制(直轄国道) 現時点での調整箇所について

都道府県	路線番号	箇所名	区間	延長(km)
山形県	112	月山道路	西川町志津～鶴岡市上名川	27
山梨県 静岡県	138	山中湖・須走	山梨県山中湖村平野～静岡県小山町須走字御登口	9
新潟県	7	大須戸～上大鳥	村上市大須戸～村上市上大鳥	16
福井県	8	石川県境～坂井市	あわら市熊坂～あわら市笹岡	4
広島県 島根県	54	赤名峠	広島県三次市布野町上布野～島根県飯南町上赤名	12
愛媛県	56	鳥坂峠	西予市宇和町～大洲市松尾	7

## 平成30年度チェーン規制(高速道路) 現時点での調整箇所について

都道府県	路線番号	道路名	区間	延長(km)
新潟県 長野県	E18	上信越	信濃町IC～新井PA	25
山梨県	E20	中央道	須玉IC～長坂IC	9
長野県	E19	中央道	飯田山本IC～園原IC	10
石川県 福井県	E8	北陸道	丸岡IC～加賀IC	18
福井県 滋賀県	E8	北陸道	木之本IC～今庄IC	45
岡山県 鳥取県	E73	米子道	湯原IC～江府IC	34
広島県 島根県	E74	浜田道	大朝IC～旭IC	27